

## 豊橋市建設工事に係る最低制限価格制度実施要領

### (目的)

第 1 条 この要領は、豊橋市が発注する建設工事における最低制限価格制度の実施に関して必要な事項を定める。

### (対象工事)

第 2 条 最低制限価格制度の対象とする建設工事は、競争入札（総合評価落札方式による入札を除く。）に付す建設工事（修繕含む。）のうち、当該工事の適正な履行を確保するため必要と認められる場合に対象とすることができる。

### (最低制限価格の設定)

第 3 条 最低制限価格は、次項に掲げる額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。ただし、次項に掲げる額が、予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た額（以下「税抜予定価格」という。）に 10 分の 9.2 を乗じて得た額を超える場合にあつては税抜予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、税抜予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額に満たない場合にあつては税抜予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）とする。

2 前項の最低制限価格の算定に当たり必要な額は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、別表第 1 に掲げる工事等の種類については、予定価格算出の基礎となった別表第 1 の①から⑤に掲げる額の合計額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- (1) 直接工事費の額に 100 分の 97 を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に 100 分の 90 を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に 100 分の 90 を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に 100 分の 68 を乗じて得た額

3 特別なものについては、前 2 項の規定にかかわらず、契約ごとに 10 分の 9.2 から 10 分の 7.5 までの範囲内で定める額とする。

### (入札参加者への周知)

第 4 条 最低制限価格を設定したときは、入札公告又は指名通知書等に最低制限価格を設定していることを記載し、入札参加者に周知するものとする。

### (落札者の決定)

第 5 条 最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内で、かつ最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に公告又は指名通知を行う案件から適用する。

(経過措置)

2 予定価格の算定に当たり、消費税及び地方消費税の税率を 8 パーセントとしたものについては、第 3 条第 1 項中「100 分の 110」とあるのは「100 分の 108」と、「110 分の 100」とあるのは「108 分の 100」として適用する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

別表第1

工事等の種類	①	②	③	④	⑤
機械設備工事、電気通信工事、下水道用機械・電気設備工事の積算基準に基づき積算する工事等（ただし、公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事等を除く。）	機器単体費の額に10分の9.2を乗じて得た額	直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額
公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事等（ただし、下記に該当する工事等を除く。）	直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額に10分の9.7を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額と現場管理費の額の合計額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額	
公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事等のうち、昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事等	直接工事費の額に10分の8を乗じて得た額に10分の9.7を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	直接工事費の額に10分の2を乗じて得た額と現場管理費の額の合計額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額	